

平成29年度第4回埼玉県医療審議会

日時 平成30年3月28日午後4時30分開会

場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

午後 4時30分 開 会

1 開 会

○司会（野々部） それでは、時間になりましたので、ただいまから平成29年度第4回埼玉県医療審議会を開会したいと存じます。

まず、定足数の確認でございます。医療法施行令第5条の20第2項の規定により、本審議会の定足数は10人となっておりますが、現在14人の委員がご出席されておりました、会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、明堂委員、小峰委員、仲本委員におかれましては本日所用により欠席、岩上委員については遅れるという御連絡をいただいているところでございます。

続きまして、議事に先立ちまして、会議の公開、非公開についてお諮りしたいと存じます。

本日の会議の内容につきましては、公開することにより特定の個人や法人等に著しい不利益を与える情報は含まれていないものと思われまします。したがって、本日の会議の内容につきましては、公開とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○司会（野々部） ありがとうございます。

また、報道関係者から審議会の冒頭部分について撮影したいとの申し出がございます。議事に入るまでの間、撮影を認めるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○司会（野々部） それでは、本日の会議は公開とし、冒頭撮影を認めることにさせていただきますと存じます。

それでは、傍聴者の入場をお願いいたします。

〔傍聴者入場〕

2 挨拶

（1）保健医療部長

○司会（野々部） それでは、まず初めに本多保健医療部長から御挨拶を申し上げます。

○本多保健医療部長 保健医療部長の本多でございます。本日は、平成29年度第4回埼玉県医療審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。また、日頃は本県の医療行政の推進につきまし

て、格別の御支援、御指導を賜りまして心から感謝申し上げます。

御案内かと思いますが、本日議題が2つございます。1つは、地域保健医療計画の第6次計画に基づいて、平成27年3月に採択いたしました病院整備計画につきまして、計画変更の申請が出てまいりましたので、これについて御審議を賜りたいと存じます。

また、これまでの医療審議会において御審議をいただきました第7次地域保健医療計画につきまして、昨日2月定例県議会におきまして最終的に御議決をいただいたところでございます。皆様方ありがとうございます。早速ではございますが、議決されました計画に基づきまして、平成30年度の病院整備計画を進めてまいりたいと考えております。それに先立ちまして、今後の公募等のスケジュールや応募条件等も含めまして、2つ目の議題ということで御審議を賜りたいと考えております。委員の皆様方には忌憚のない御意見を頂戴できれば幸いに存じます。

終わりに、委員の皆様方の御健勝と御活躍を心より祈念申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(2) 医療審議会会長

○司会（野々部） 続きまして、当審議会の会長でございます金井会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○金井会長 こんにちは。御多忙の中、委員の皆様には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま本多部長からお話があったとおり、今日の議事は、病院整備計画の計画変更について、そして第7次地域保健医療計画に基づく病院整備計画についての2件を審議いたします。いずれも重要な案件でございますので、慎重な御審議を賜りたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○司会（野々部） ありがとうございます。

3 議 事

(1) 病院整備計画の変更について

○司会（野々部） それでは、議事に入りたいと存じます。

まず、報道の皆様には、大変恐縮ですが、撮影はここまでということでよろしくお願いいたします。

議事進行は、医療法施行令により会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行につきましては金井会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○金井会長 わかりました。それでは、進行役を務めさせていただきます。御協力よろしくお願い申し上げます。

まず、議事録の署名人でございますけれども、僭越ながら指名をさせていただきます。細田委員さん、三木委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。議事の1番は、病院整備計画の計画変更についてでございます。まず、事務局から説明をお願いします。

○三田保健医療部参与 保健医療部の三田でございます。それでは、議事1、病院整備計画の計画変更について御説明を申し上げます。

お手元の左どめしてございます、議事1、病院整備計画の計画変更についての資料を1枚めくっていただきたいと思ひます。1ページ、病院整備計画の公募は、病院の整備計画の公募に関する要綱に基づき実施をしております。

2ページを御覧ください。第9条で採用計画の変更について定めております。第2項に、計画を変更する必要がある場合、医療審議会の意見を踏まえ、やむを得ないと認められる場合は承認をするものとするとしております。

3ページをお開きください。本日御審議をいただきますのは、平成27年3月採択分の計画変更でございます。

1の採択の状況でございますが、平成30年3月までに着工することを条件に、学校法人順天堂の大学附属病院800床の整備計画を採択いたしました。

ここでお時間をいただきまして、資料には記載してございませんが、これまでの経緯について、口頭ではございますが、補足をさせていただきます。

県は、勤務医の確保が喫緊の課題となる中、特に県北部への医師の派遣を実現するため、大学附属病院を誘致することといたしました。そのためには、まず基準病床数を増やす必要がありました。

そこで、県議会議員の皆様を初め本県選出の国会議員の方々のお力添えをいただき、厚生労働省に働きかけ、直近の人口統計に基づく再算定を認めていただきました。平成26年9月定例会で地域保健医療計画の変更を承認いただき、念願の基準病床数を増やすことができました。

これを受け、平成26年10月に大学附属病院と大学院の整備計画を公募し、平成27年1月に計画を受付け、3月の医療審議会にて御審議いただき、病院整備計画を採用することができました。

資料に戻りまして、2の変更承認申請の概要でございます。

ア、配置イメージ図でございます。別添としておりますA3判横の資料を御覧ください。これは、まだ最終的に確定したのではなく、関係機関と現時点までの協議を踏まえた概念図になっております。工事を3期に分けて、病院、大学院、看護学部等を順次開設してまいります。今後の協議の結果次第で変更もあり得ます。

次に、また資料にお戻りいただきまして、イ、変更事項等でございます。一番上の白丸になりますが、病院整備に係る要望事項への対応に時間を要し、建物等の配置図が確定しなかったことでございます。この部分につきましては、またここでお時間をいただきまして、3点ほど口頭で補足を

させていただきます。

第1点目は、大学の要望でございます。県は、公募に当たり、大学に応募するよう促し、誘致しておりました。また、病院整備計画の提出にあわせて、県や地元自治体への要望事項があれば申し出るよう公募要領に定めておりました。当時、誘致の主体である埼玉県といたしましては、他の自治体の先例を最大限尊重することを念頭に置いていました。この先例とは、用地の無償貸与、病院建物建設費への2分の1補助のことでございます。

しかし、実際に大学からは先例以外の要望もございました。例えば候補地の3つの区画を一体的に活用したい、区画と区画を隔てる道路を廃道にしたい、容積率・斜線制限・日影規制を緩和してもらいたい、埼玉高速鉄道を延伸し、埼玉スタジアム周辺に新駅を設置してもらいたいなど多岐にわたっております。

こうした要望事項については、さいたま市の行政権限に係るものが多くございました。そのため、県からさいたま市に大学附属病院の誘致事業への協力要請を行い、市の全面的な協力をいただきながら、一つ一つ丁寧に意見交換や事前協議をしているところでございます。

補足の第2点目は、土地の取得です。3区画のうち県が取得した1区画は民有地であり、取得に当たり、地権者の意向を何よりも尊重する必要があります。一方で、大学病院が50年、100年の長きにわたり医療を提供し、人材を輩出するためには、安定した土地利用が肝心であり、用地を買収する必要が生じました。

地権者の方々は、大学附属病院には大変賛成していただきましたが、先祖伝来の土地を手放すことになりました。また、元々見込んでいた事業用定期借地権設定契約に基づく安定した賃料収入が得られなくなりました。大変申し訳ないことではありましたが、県の都合で個々の地権者の将来的な土地活用を諦めていただくこととなりました。

加えて、区画整理事業地内の土地の売買ということで、施行者であるUR都市再生機構が区画整理事業を完了し、換地処分公告が行われた後に法務局が一定期間登記記録を閉鎖するなど、登記関係の手続を進める上でも様々な支障がございました。

第3点目は、廃道手続きでございます。区画整理事業では、既に定められた土地利用計画があり、それに沿った形で区画や道路も整備されています。これに対して、大学は廃道を求めました。県は、大学の前提を最大限実現するため、市の御協力を得て取り組んでまいりました。

しかし、廃道と一口で申しましても、区画整理事業地内の道路用地は、公共減歩により数多くの地権者の皆様から提供いただいたものであり、最初から廃道ありきで検討することはできませんでした。綾瀬川沿いに付替えることはできないのか、あるいは道路を残したまま、2区画に分断されたままの活用はできないのか、そうした検討をしながら調整にも時間を要しました。

このように時間がかかったのは、整備予定地が区画整理事業地内であったことが一番大きな原因であったと考えております。

誘致した県といたしましては、諸般の行政手続などを進める必要性は認識してはおりましたが、区画整理事業地がために時間がかかることは想定しておりませんでした。本来、誘致した以上、大学の整備スケジュールに基づき、しっかりと関係者間での調整・協議を行い、進行管理する立場は当然に県であります。改めて、結果として整備スケジュールどおりに進めることができなかつた点に関しまして、誠に申し訳なく、お詫び申し上げます。

資料に戻らせていただきます。2番目の白丸になりますが、県やさいたま市との事前協議の結果、新たに公共空地、すなわち24時間365日一般の方に供するスペースの確保が必要になるなど敷地の有効活用を図る必要性が生じたことです。

3番目の白丸になりますが、敷地の有効活用を図る必要性から、病院建物の延べ床面積や関連施設を変更したことでございます。その下に具体的に3点ほど記載してございます。

一番上の中黒（・）ですが、病院建物の延べ床面積の増加により、さいたま市の条例に基づく環境アセスメントを実施する必要性が生じたことでございます。第1期工事として、延べ床面積5万3,000平方メートルの病院を想定しております。これは、市の条例で環境アセスメントの実施を定める5万平方メートルを超える規模になっております。着工を急ぐため、工期を細かく分割してでも5万平方メートル以内に抑える方法も考え、それぞれの工期における延べ床面積をどの程度にするか随分検討してまいりました。しかし、ゆとりのある建物空間とは言えず、大学がイメージするような理想の病院づくりとならないと判断し、今後の医療機能に支障を来さないことを優先した結果、環境アセスメントを実施することとなりました。

2番目の中黒（・）ですが、駐車場につきましては、当初の全面平置き駐車場から一部を2層3段の立体駐車場に変更する予定でございます。

最後、3番目の中黒（・）ですが、放射線治療施設につきまして、当初の重粒子線治療施設から陽子線治療施設に変更する予定でございます。大学からは、陽子線治療施設はコンパクトサイズの設置が可能で、コスト低減も期待できると伺っております。

以上が、議事1、病院整備計画の計画変更についての説明でございます。

本来ならば、ここで医療機能についての当初の整備計画がどの程度具体的に検討されたのか、また建築のスケジュールについての精度の高い計画を御説明すべきところですが、まだ大学側が精査中であります。大学は、速やかに基本計画、基本設計を完成させ、また医師を含めたチームをつくり、開院に向けた準備をしていきたいとしております。県といたしましても、今より一層の建設促進に努めてまいりたいと考えております。

今回は、専ら着工に向けての行政手続に対する県の見込み違いを原因とする遅れであり、やむを得ないものと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○金井会長 ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが、何か御意見、御質問等はございますか。

○細田委員 三田参与がおっしゃることはわかるのですが、病院機能はどうなるのでしょうか。私どもの病院はさいたま市にあります。さいたま市では、地域医療構想で本年度も4回会議を開きました。2025年に向けて、さいたま市は高度急性期と急性期が過剰になる、それから回復期、慢性期が不足するという事は、さいたま医療圏の中のシミュレーションでわかっているわけです。順天堂大学が今度来るということは、大学病院ですから当然のことながら回復期、慢性期をやることは考えられない。

要するに三田参与が今おっしゃったこととは別に、病院機能として県はどう考えているのでしょうか。それから、順天堂も、さいたま市の地域医療構想調整会議にオブザーバーとして出席していただこうと思っても欠席なさっていて、そのことについてももしわかりましたら教えてください。というのも、これがわからないと、次に地域医療構想調整会議ができない。

○金井会長 よろしいですか。地域医療構想調整会議の取組みについてということです。

○三田保健医療部参与 まず、地域医療構想調整会議におきまして、さいたま市内の医療機能の役割分担を定めていただくことは県からお願いさせていただいているところでございますし、さいたま市は特に真剣にやっていただけることは感謝申し上げる次第でございます。

大学もそのことは十分知っておりますが、現段階で高度急性期機能等が何床実現できるかについては決まっておりません。したがって、今の段階で役割分担についてお話し申し上げることはできないということでございます。それでは地域医療構想調整会議をどうするかということでございますが、実質のところ今から考えましても、来年病院が開設できる状況ではございませんので、地域医療構想調整会議におかれましては、その800床を除いて現在の中で御議論いただいて、役割分担を決めていただく。大学がその後機能を定めて整備計画を策定しまして、開院の時期を定めた段階で、その後どうするか改めて御協議いただくこととなりますし、優先するのは地域医療構想における地域医療構想調整会議の御決定でございます。

○細田委員 地域医療構想は、これは医療圏単位でやるわけですよね。2025年に向けてどういう病床が必要かということがわかっていると、その800床を除いて議論となるのでしょうか。2025年問題に向けて議論できない状況になってしまうのではないかと非常に危惧しております。

○金井会長 今三田参与からお話しがあったのは、開院の時期を待ってその時点でお考えいただきたいということです。そうするとその時点でどのようになるかということは、今の段階では地域医療構想調整会議での検討から除外するという事でよろしいですね。

○三田保健医療部参与 そういうことでございます。

○金井会長 そういうことで御理解いただきたい。その時の問題はその時議論することになるかと思えます。

○細田委員 わかりました。

○金井会長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。

病院整備計画の変更についてでございますが、今説明があったとおり承認をするということに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○金井会長 ありがとうございます。

異議のないものと認め、承認をされました。ありがとうございます。

(2) 地域保健医療計画（第7次）に基づく病院整備計画について

○金井会長 続きまして、議事の2でございます。第7次地域保健医療計画に基づく病院整備計画について、これにつきましても事務局から説明をお願いします。

○唐橋医療整備課長 医療整備課長、唐橋でございます。地域保健医療計画（第7次）に基づく病院整備計画の公募についてご説明をさせていただきます。

資料、議事2の1ページをお開きください。1、公募の趣旨でございますが、地域の実情に応じ、良好な医療提供体制を確保するため、医療課題に対応する病院の整備計画を募集したいと考えております。

次に、2、対象医療圏でございますが、既存病床数が基準病床数を上回る「さいたま」、「北部」、「秩父」を除いた7つの二次保健医療圏でございます。

次に、3、応募条件でございます。(1)、公募対象とする病床機能でございますが、大きく2つの機能を対象としたいと考えております。

1つ目は、ア、埼玉県地域医療構想において特に不足が推計されている回復期機能を担う病床でございます。具体的に診療報酬上の区分で申し上げますと、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する、地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床及び在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院として必要な病床でございます。

2つ目は、イ、その他、埼玉県地域保健医療計画の実現に向けて必要な病床として、高度専門医療、救急、周産期の医療機能を担う病床、緩和ケア病床等でございます。

また、(2)に記載のとおり、平成33年3月末までの着工を条件としたいと考えております。

次に、4、病床配分に当たっての考え方でございます。まず、(1)、地域の実情に応じた医療提供体制を目指すため、各圏域の地域医療構想調整会議において御協議いただき、その内容を踏まえて医療審議会にお諮りをしたいと考えております。

(2)、計画採用に当たりましては、病床の稼働状況、医療従事者の確保計画などにより、病床整備の必要性、確実性を考慮いたします。

2ページをお開きください。5、公募対象医療圏と病床数でございます。圏域ごとに基準病床数(A)から既存病床数(B)を差し引いた病床数(A-B)が公募対象病床数となり、県全体では

1,638床でございます。

最後に、6、スケジュール（予定）でございます。4月中に公募の告知、7月下旬から8月下旬に計画の受付けを行い、地域医療構想調整会議での協議を経まして、平成31年1月に本医療審議会にて採用する計画を決定をしたいと考えております。

また、別冊の参考資料といたしまして、公募対象とする病床機能につきまして、県内の状況をまとめたものを添付をさせていただいております。

こうした地域の整備状況も踏まえまして、公募により必要な病床の整備を行ってまいりたいと考えております。御審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○金井会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か御意見、御質問等がございますか。

○野本委員 応募条件で、平成33年3月末までの着工を条件としたいというのはどういうことですか。

○唐橋医療整備課長 7次計画の3年目で中間期でございます。

○野本委員 3年目というのはどのような意味があるのですか。

○唐橋医療整備課長 今回の公募が、医療計画の計画期間が6年間になりますが、まず前半3年間の基準病床数、これを厚生労働省に協議いたしまして、前半3年間の基準病床数を定めました。そういったことで、前半3年間までに着工まで届く計画を採用したいと思ひます。

○野本委員 公募はもう一回あるわけですね。

○唐橋医療整備課長 その予定でございます。

○野本委員 わかりました。

○金井会長 ほかにございますか。よろしいですか。

そうしましたら、ただいま説明があつたとおりの医療計画に基づく病院整備計画を進めていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○金井会長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思ひます。

以上で議題は終了でございます。

これで私の役目は終わらせていただきます。事務局にお返しします。

4 閉 会

○司会（野々部） ありがとうございます。

本日は、委員の皆様にはご審議を賜りましてまことにありがとうございました。

なお、会議の冒頭にお願ひ申し上げました、先ほどのA3の別添の資料、こちらにつきましてはお持ち帰りにならず、そのまま議場に置いておいていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、以上をもちまして第4回医療審議会を閉会とさせていただきます。
どうもありがとうございました。

午後 4時56分 閉 会